

介護老人福祉施設（ユニット型）料金表(R5.10.1現在)

< 1 割 >

(単位：円)

利用者段階	所得要件	預貯金等 資産の額	介護度	基本 料金	加算料金				居住費	食費	1日につき	1ヶ月合計 (30日換算)
					個別機能 訓練加算 I	サービス 提供体制 加算II	看護体制 加算I2	夜勤配置 加算II2				
第1段階	高齢福祉年金受給者 で、世帯全員が市町村 民税非課税の方 生活保護受給者の方	単身:1,000万 円 夫婦:2,000万 円	要介護1	652	12	18	4	18	820	300	1,824	54,720
			要介護2	720							1,892	56,760
			要介護3	793							1,965	58,950
			要介護4	862							2,034	61,020
			要介護5	929							2,101	63,030
第2段階	世帯全員が市町村民税 非課税の方で、その他 の合計所得金額と年金 収入額の合計が80万 円以下の方	単身:650万円 夫婦:1,650万 円	要介護1	652	12	18	4	18	820	390	1,914	57,420
			要介護2	720							1,982	59,460
			要介護3	793							2,055	61,650
			要介護4	862							2,124	63,720
			要介護5	929							2,191	65,730
第3段階	① 世帯全員が市町村民税 非課税の方で、その他 の合計所得金額と年金 収入額の合計が80万 円超120万円以下の 方	単身:550万円 夫婦:1,550万 円	要介護1	652	12	18	4	18	1,310	650	2,664	79,920
			要介護2	720							2,732	81,960
			要介護3	793							2,805	84,150
			要介護4	862							2,874	86,220
			要介護5	929							2,941	88,230
	② 世帯全員が市町村民税 非課税の方で、その他 の合計所得金額と年金 収入額の合計が120 万円超の方	単身:500万円 夫婦:1,500万 円	要介護1	652	12	18	4	18	1,310	1,360	3,374	101,220
			要介護2	720							3,442	103,260
			要介護3	793							3,515	105,450
			要介護4	862							3,584	107,520
			要介護5	862							3,584	107,520
第4段階 (非該当)	上記以外の方	上記以外の方	要介護1	652	12	18	4	18	2,006	1,445	4,155	124,650
			要介護2	720							4,223	126,690
			要介護3	793							4,296	128,880
			要介護4	862							4,365	130,950
			要介護5	929							4,432	132,960

【その他の加算料金】

(単位：円)

初期加算	30 /日	入所時、又は30日以上入院後に退院した場合。30日を限度とする
外泊時費用	246 /日	1月に6日を上限とする
療養食加算	6 /食	1日につき3食を限度とする (主治医師の指示により療養食の献立表が作成され、食事の提供が行なわれる方)
若年性認知症利用者受入加算	120 /日	若年性認知症の方に対し、個別担当者を決め必要に応じたサービス提供を行う場合
介護職員処遇改善加算I	上記の基本料金・加算料金の合計に8.3%を乗じた金額	
介護職員等特定処遇改善加算I	上記の基本料金・加算料金の合計に2.7%を乗じた金額	
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記の基本料金・加算料金の合計に1.6%を乗じた金額	

★その他の利用料金

(単位：円)

預り金管理費	500 /月	小遣い等の小額な現金を管理し、入居者及びご家族のご要望により、出納管理をおこないます
理容料	2,000 /回	散髪を希望される方
家電使用料	500 /月	個人的な家電(TV等)を使用する場合
残置物処分料	2,000 /回	退居等に際し、残置物の処分を希望される場合
その他の料金	教養娯楽費・消耗品代等は、その都度実費負担となります	

* 上記金額は目安の金額であり、表の合計金額と実料金とは一致しない場合があります。

* 食費は1日に1食でも提供した場合には、1日分の負担金となります。また、外泊時でまったく提供しなかった場合、食事負担はありません。

* サービス内容等の詳細は、利用契約書・重要事項説明書をご確認ください。

* 居住費・食費に関しては、下記による減額制度があります。

~~~~~ 介護保険負担限度額認定証 ~~~~~

居住費・食費に関して、ご利用者様の世帯状況や年金収入等の状況に応じて4段階に区分されており、市町村へ申請することにより第1段階から第3段階までの軽減措置を受けられることがあります。

特別養護老人ホーム

世矢の里

〒313-0023

茨城県常陸太田市亀作町481-1

TEL 0294-70-2220 FAX 0294-74-2290